

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.0E+1				4.1E+1		1.3E+3	1,303.1
2	アクリルアミド	7.6E-1						9.2E-2	0.9
3	アクリル酸エチル	2.3E+1						4.0E+2	422.8
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2.4E+1						7.6E-2	23.7
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							4.0E+2	399.9
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	1.3E-2						7.7E-4	0.0
7	アクリル酸n-ブチル	5.4E+1						1.1E-1	54.2
8	アクリル酸メチル	3.0E-2						4.0E+2	399.9
9	アクリロニトリル	2.4E+0						1.9E+2	195.0
10	アクロレイン		5.7E+3					7.3E+2	6,480.2
11	アジ化ナトリウム	1.4E-1							0.1
12	アセトアルデヒド	6.4E-1	3.9E+4					4.4E+3	43,609.7
13	アセトニトリル	1.3E+2						1.3E+2	261.8
14	アセトンシアノヒドリン								
15	アセナフテン								
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1.2E-2							0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	1.0E-1						1.6E-2	0.1
19	1-アミノ-9,10-アントラキノン								
20	2-アミノエタノール	4.7E+2			4.8E+4			6.0E+4	108,702.7
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					1.2E+2	4.9E+1		169.8
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	トリブジン								
26	3-アミノ-1-プロペン								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							1.0E+1	10.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩	4.0E+3			9.9E+4			3.8E+4	141,798.7
31	アンチモン及びその化合物	5.0E+1						1.8E+2	232.6
32	アントラセン	4.1E-4							0.0
33	石綿								
34	IPDI	1.2E+0							1.2
35	イソブチルアルデヒド								
36	イソブレン							5.4E+3	5,420.9
37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	2.2E-2						2.8E+0	2.8
38	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロ モ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール								
39	フェナミホス								
40	ビフェナゼート					3.8E+2			380.0
41	フルトラニル					5.7E+2			572.0
42	2-イミダゾリジンチオン	8.7E+0							8.7
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	3.5E-4						1.7E-1	0.2
45	エタンチオール								
46	キサロホップエチル					7.7E+1			77.0
47	ブタミホス					4.2E+2			423.0
48	EPN								
49	ベンディメタリン					2.6E+3			2,564.6
50	モリネート								
51	2-エチルヘキサン酸	1.0E+2						1.5E+0	101.0
52	アラニカルブ					1.6E+3			1,560.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
53	エチルベンゼン	1.0E+5	7.4E+4	1.3E+5				2.0E+4	322,999.4
54	ホスチオゼート					1.8E+2			177.0
55	エチレンイミン								
56	エチレンオキシド	7.6E+2						1.9E+2	949.6
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1.4E+3						2.8E-1	1,374.1
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	6.6E+1						3.5E-1	66.0
59	エチレンジアミン	5.5E-2						2.3E-3	0.1
60	エチレンジアミン四酢酸	1.1E+0			2.9E+1			9.8E+1	128.3
61	マンネブ					3.1E+3			3,125.0
62	マンコゼブ(マンゼブ)					7.4E+4			74,437.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					7.2E+2			721.0
64	エトフェンプロックス					2.3E+3	1.2E+2		2,382.4
65	エピクロロヒドリン	9.1E-2							0.1
66	1,2-エポキシブタン	1.0E+1							10.1
67	2,3-エポキシ-1-プロパノール								
68	1,2-エポキシプロパン	4.2E-2							0.0
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル								
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物					1.5E+1			15.4
71	塩化第二鉄	4.5E-1							0.4
72	塩化パラフィン(C:10-13及びその混合物)								
73	1-オクタノール	1.4E-1						2.8E-4	0.1
74	p-オクチルフェノール	5.3E-1							0.5
75	カドミウム及びその化合物	1.7E-2						2.9E+1	28.5
76	ε-カプロラクタム	1.1E+0						1.1E+0	2.2
77	カルシウムシアナミド								
78	2,4-キシレノール								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	1.3E+5	2.8E+5	2.7E+5				1.9E+5	867,507.2
81	キノリン	1.1E-4							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	2.3E+1						3.4E+1	56.1
83	クメン	1.6E+3	1.3E+3					7.9E+1	3,066.2
84	グリオキサール	4.5E-2						6.0E-3	0.1
85	グルタルアルデヒド	1.7E+1						1.3E-1	17.5
86	クレゾール	6.3E+0						1.4E+2	144.4
87	クロム及び3価クロム化合物	6.3E+0						1.3E+2	132.2
88	6価クロム化合物	2.7E+0							2.7
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					3.8E+2			379.0
91	シアナジン					3.1E+2			308.0
92	トルフェンピラド					2.6E+2			255.0
93	メラクロール					1.1E+3			1,110.0
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							1.1E+0	1.1
95	フルアジナム					7.4E+2			740.5
96	ジフェノコナゾール					1.1E+2			107.7
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン								
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチラクロール					1.9E+3			1,865.8
101	アラクロール					1.7E+3			1,720.0
102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン								
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)							6.9E+3	6,855.1
104	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)							1.8E+4	18,171.1

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)								
106	クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)								
107	クロロトリフルオロメタン (CFC-13)								
108	メコプロップ					9.7E+2			967.2
109	o-クロロトルエン								
110	p-クロロトルエン								
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン								
112	2-クロロニトロベンゼン								
113	シマジン (GAT)					1.0E+2			104.0
114	インダノファン					5.6E+0			5.6
115	フェントラザミド					3.1E+3			3,063.1
116	ヘキシチアゾクス					5.0E+1			50.0
117	テブコナゾール					7.6E+2	4.0E+0		767.0
118	ミクロブタニル					3.7E+1			36.6
119	フェンブコナゾール					2.2E+1			22.0
120	o-クロロフェノール								
121	p-クロロフェノール								
122	2-クロロプロピオン酸								
123	3-クロロプロベン (塩化アリル)								
124	クミロン					1.1E+3			1,125.0
125	クロロベンゼン	5.0E+2						1.6E+3	2,132.1
126	クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)								
127	クロロホルム	2.1E+2						2.2E+3	2,460.5
128	クロロメタン (塩化メチル)								
129	4-クロロ-3-メチルフェノール								
130	MCP (MCPA)								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン								
132	コバルト及びその化合物	4.8E+1						2.4E+2	288.5
133	酢酸2-エトキシエチル	1.1E+3						1.2E-2	1,132.3
134	酢酸ビニル	7.4E+2						3.4E+2	1,080.2
135	酢酸2-メトキシエチル								
136	サリチルアルデヒド								
137	シアナミド					2.6E+2			258.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメリン					1.4E+0	4.9E+0		6.3
140	フェンプロバトリン					1.2E+2	4.9E+0		126.9
141	シモキサニル					2.6E+2			264.0
142	2,4-ジアミノアニソール								
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸 塩を除く。)	4.0E+1				1.3E+2		2.5E+2	413.5
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリミホスメチル								
147	チオベンカルブ								
148	カフェンストロール					9.6E+2			958.4
149	四塩化炭素	1.4E-1							0.1
150	1,4-ジオキサン	4.9E+1						4.0E+1	88.9
151	1,3-ジオキサラン								
152	カルタップ					1.4E+3			1,400.5
153	テトラメリン						8.3E+2		830.9
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	7.9E+0						1.4E+1	21.4
156	ジクロロアニリン								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
157	1,2-ジクロロエタン	4.5E+1						1.1E+0	46.1
158	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)								
159	cis-1,2-ジクロロエチレン								
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメ タン	3.5E+0							3.5
161	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)							9.2E+3	9,195.0
162	プロピザミド					1.5E+3			1,490.0
163	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC- 114)								
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)							1.1E+3	1,059.0
165	2,4-ジクロロトルエン								
166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン								
167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン								
168	イプロジオン					8.8E+2			877.4
169	ジウロン	7.5E-1				2.1E+3		2.7E-1	2,055.0
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.6
171	プロピコナゾール					8.2E+1		2.6E+1	108.3
172	オキサジクロメホン					1.2E+2			119.6
173	ピンクロゾリン								
174	リニュロン					1.5E+3			1,492.0
175	2,4-D(2,4-PA)					9.1E+2			910.3
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)							2.1E+4	21,011.7
177	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)								
178	1,2-ジクロロプロパン							4.4E+1	44.5
179	D-D					2.4E+4			23,771.0
180	3,3'-ジクロロベンジジン								
181	ジクロロベンゼン	3.2E-1					1.1E+3	1.1E+5	114,735.4
182	ピラゾキシフェン					2.0E+1			20.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
183	ピラゾレート					6.5E+3			6,489.2
184	ジクロベニル (DBN)					1.9E+3			1,939.7
185	ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)							7.8E+2	781.6
186	ジクロロメタン (塩化メチレン)	4.5E+4						4.9E+1	44,935.4
187	ジチアノン					2.8E+3			2,772.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチア ゾールスルフェンアミド								
190	ジシクロペンタジエン	4.8E-4							0.0
191	イソプロチオラン					6.5E+2			652.0
192	エディフェンホス (EDDP)								
193	エチルチオメトン (ジスルホトン)								
194	ホサロン								
195	プロチオホス					7.2E+2			715.0
196	メチダチオン (DMTP)								
197	マラソン (マラチオン)					3.5E+3			3,467.0
198	ジメエート								
199	CIフルオレスセント260								
200	ジニトロトルエン								
201	2,4-ジニトロフェノール								
202	ジビニルベンゼン								
203	ジフェニルアミン	3.3E+0							3.3
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン	1.8E-4						9.6E-4	0.0
206	カルボスルファン					1.8E+1			18.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	1.8E+1						1.6E+2	175.2
208	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
209	ジプロモクロロメタン							5.7E+2	568.5
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
211	ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン- 2402)								
212	アセフェート					9.9E+3			9,864.4
213	N,N-ジメチルアセトアミド	3.4E+2						8.6E+0	351.4
214	2,4-ジメチルアニリン								
215	2,6-ジメチルアニリン								
216	N,N-ジメチルアニリン	7.9E-3							0.0
217	チオシクラム					5.0E+2			500.0
218	ジメチルアミン	9.8E-1						9.8E-3	1.0
219	ジメチルジスルフィド								
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩								
221	ベンフラカルブ					5.0E+1			50.0
222	フェノチオカルブ								
223	N,N-ジメチルドデシルアミン								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシ ド	9.7E+0			1.3E+4			2.7E+2	13,563.4
225	トリクロルホン (DEP)						1.4E+1		14.3
226	1,1-ジメチルヒドラジン								
227	パラコートジクロリド(パラコート)					5.2E+2			515.0
228	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル = ジイソシアネート								
229	チオファネートメチル					3.6E+3			3,589.2
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル- p-フェニレンジアミン								
231	3,3'-ジメチルベンジジン (o-トリジン)								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1.7E+4							17,367.9
233	フェントエート (PAP)					2.0E+3			2,000.0
234	臭素	1.2E-1							0.1

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
235	臭素酸の水溶性塩	2.5E-4							0.0
236	アイオキシニル					1.8E+2			180.0
237	水銀及びその化合物	9.2E-1						7.1E+1	71.7
238	水素化テルフェニル								
239	有機スズ化合物	7.4E+0							7.4
240	スチレン	4.2E+3	1.7E+4	4.4E+2				5.1E+2	22,394.4
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエ ステルナトリウム塩								
242	セレン及びその化合物	4.4E-3						1.4E+2	140.7
243	ダイオキシン類							1.1E+3	1,097.4
244	ダゾメット					8.0E+4			80,384.5
245	チオ尿素	1.5E-4						1.2E-3	0.0
246	チオフェノール								
247	ピラクロホス								
248	ダイアジノン					2.5E+4	1.3E+0		25,002.3
249	クロルピリホス					5.9E+2			589.0
250	イソキサチオン					5.6E+2			562.0
251	フェニトロチオン (MEP)					1.5E+4	3.4E+2		15,564.4
252	フェンチオン (MPP)						1.4E+2		144.4
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス (IBP)								
255	デカブロモジフェニルエーテル	2.7E-1							0.3
256	デカン酸						6.7E-2		0.1
257	デシルアルコール					6.4E+0			6.4
258	ヘキサメチレンテトラミン	3.5E+0						2.9E+3	2,875.2
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	1.9E+1							18.6
260	クロロタロニル (TPN)					6.5E+3			6,487.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
261	フサライド					2.5E+3			2,532.5
262	テトラクロロエチレン	3.5E+3						5.8E+1	3,559.3
263	テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)								
264	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン								
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸								
266	テフルトリン					5.7E+1			56.5
267	チオジカルブ					3.2E+2			316.0
268	チウラム (チラム)	2.8E+1				8.4E+2			867.6
269	イソフィトール								
270	テレフタル酸	5.6E-5						1.6E-4	0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	4.0E+0				2.4E+1		1.6E+2	186.8
273	1-ドデカノール	2.7E-1						4.8E+1	48.4
274	tert-ドデカンチオール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.5E+3			2.6E+4			1.2E+4	38,895.6
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	1.7E+0						6.8E+0	8.5
277	トリエチルアミン	2.2E+2						1.3E+2	346.6
278	トリエチレンテトラミン	5.1E+0						2.8E+1	32.8
279	1,1,1-トリクロロエタン								
280	1,1,2-トリクロロエタン								
281	トリクロロエチレン	1.3E+4						7.8E+1	13,269.6
282	トリクロロ酢酸	1.2E+0						7.8E+0	9.0
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
284	トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)								
285	クロロピクリン					1.6E+4			16,468.0
286	トリクロピル					2.3E+2			229.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
287	2,4,6-トリクロロフェノール								
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							1.6E+4	16,491.3
289	1,2,3-トリクロロプロパン								
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					5.1E+3			5,112.9
294	2,4,6-トリブロモフェノール							4.0E+0	4.0
295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.8E+4	3.8E+4					3.0E+3	69,233.5
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.3E+4	2.4E+4	4.1E+4				1.4E+3	79,145.0
298	トリレンジイソシアネート	6.1E+0							6.1
299	トルイジン	2.4E-2						7.3E-3	0.0
300	トルエン	2.1E+5	4.9E+5	2.0E+5				1.9E+4	913,845.5
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	2.8E+3	5.7E+2					2.0E+3	5,382.1
303	1,5-ナフタレンジイソシアネート								
304	鉛	2.1E-1							0.2
305	鉛化合物	6.7E+0						2.4E+2	251.4
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	1.1E-1							0.1
307	二塩化酸化ジルコニウム								
308	ニッケル	1.2E-1						1.8E-1	0.3
309	ニッケル化合物	1.4E+1						1.7E+3	1,672.4
310	ニトリロ三酢酸								
311	o-ニトロアニソール								
312	o-ニトロアニリン								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
313	ニトログリセリン								
314	p-クロロニトロベンゼン								
315	o-ニトロトルエン								
316	ニトロベンゼン	3.7E-1							0.4
317	ニトロメタン	9.0E-2							0.1
318	二硫化炭素	8.2E-1						4.3E-2	0.9
319	1-ノナノール								
320	ノニルフェノール	7.9E-2						1.1E-1	0.2
321	バナジウム化合物	7.1E-2						1.8E+2	181.5
322	Clディスパーズブルー 79:1	6.9E+0						7.8E+0	14.7
323	シメリン					6.2E+2			624.0
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン								
325	オキシシ銅					2.8E+3			2,828.0
326	クロフェンチジン								
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン								
328	ジラム	2.9E+0						3.7E+0	6.6
329	ポリカーバメート							9.1E+1	91.3
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド	1.4E+1						7.6E-1	14.7
331	カズサホス					6.3E+1			63.0
332	砒素及びその無機化合物	4.7E-5						2.8E+1	28.1
333	ヒドラジン	2.0E+0							2.0
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノン	2.9E+0						2.1E+0	5.0
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン								
338	2-ビニルピリジン								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
339	N-ビニル-2-ピロリドン								
340	ビフェニル								
341	ピペラジン								
342	ピリジン	8.2E-1						1.2E+0	2.0
343	ピロカテコール	1.6E-3							0.0
344	フェニルオキシラン								
345	フェニルヒドラジン								
346	2-フェニルフェノール							1.4E+2	136.8
347	N-フェニルマレイミド								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	6.4E+1						2.3E+1	87.0
350	ペルメトリン					3.4E+2	2.6E+2		604.5
351	1,3-ブタジエン		2.1E+4					1.0E+3	21,966.5
352	フタル酸ジアリル								
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	3.0E+1		6.0E+2				1.1E+1	638.5
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	3.9E+2						2.6E+1	413.2
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	7.8E+0							7.8
357	ブプロフェジン					1.2E+3			1,232.5
358	テブフェナジド					7.5E+0			7.5
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエー テル								
360	ペノミル					1.4E+3			1,405.0
361	シハロホップブチル					9.8E+2			979.8
362	ジアフェンチウロン					5.0E+1			50.0
363	オキサジアゾン					4.6E+2			464.0
364	フェンピロキシメート					1.1E+2			113.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
365	ブチルヒドロキシアニソール								
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
367	o-sec-ブチルフェノール								
368	4-tert-ブチルフェノール	3.6E-1						1.8E-1	0.5
369	プロパルギット(BPPS)					4.2E+2			420.0
370	ピリダベン					8.2E+2			817.5
371	テブフェンピラド					1.0E+1			10.0
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド	3.2E+1							32.1
373	2-tert-ブチル-5-メチルフェノール								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	9.4E+2						2.5E+4	25,553.8
375	2-ブテナール								
376	ブタクロール					1.9E+3			1,897.0
377	フラン								
378	プロピネブ					2.8E+3			2,800.0
379	2-プロピン-1-オール								
380	ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン- 1211)								
381	ブロモジクロロメタン							1.3E+3	1,273.7
382	ブロモトリフルオロメタン(ハロン- 1301)							9.0E+2	900.0
383	プロマシル					1.8E+3			1,811.4
384	1-ブロモプロパン	8.2E+3							8,207.5
385	2-ブロモプロパン								
386	ブロモメタン					8.9E+4			88,872.5
387	酸化フェンブタズ								
388	エンドスルファン(ベンゾエピン)								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= クロリド	3.0E+1			1.5E+3			2.2E+2	1,768.7
390	ヘキサメチレンジアミン								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	1.5E+0							1.5
392	n-ヘキサン	5.1E+4	8.8E+4					5.3E+3	144,873.9
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							2.5E+1	25.4
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	3.4E+0							3.4
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)								
397	ベンジリジン=トリクロリド								
398	ベンジル=クロリド	8.6E-3							0.0
399	ベンズアルデヒド	3.3E-3	6.9E+3					1.7E+2	7,098.5
400	ベンゼン	3.2E+3	1.1E+5					6.9E+3	120,520.4
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水 物	4.8E-6							0.0
402	メフェナセツト					2.3E+2			230.5
403	ベンゾフェノン	5.5E-3						3.4E-3	0.0
404	ペンタクロロフェノール(PCP)								
405	ほう素化合物	1.9E+2					6.4E+1	4.5E+4	45,509.0
406	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)								
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル(C:12-15及びその混合物)	7.4E+3			3.0E+5			3.1E+4	342,375.0
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニ ルエーテル	9.1E+1			6.0E+2			4.7E+3	5,351.1
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	2.1E+2			5.9E+4			5.9E+4	118,309.3
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニ ルエーテル	1.1E+3			1.0E+3			8.9E+3	11,021.0
411	ホルムアルデヒド	3.0E+4	1.0E+5					1.1E+4	143,285.6
412	マンガン及びその化合物	4.8E+0						9.4E+1	99.2
413	無水フタル酸	5.3E+0							5.3
414	無水マレイン酸	2.3E-2						3.4E-6	0.0
415	メタクリル酸	4.6E+1						8.8E-1	46.7
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	4.1E+0						1.2E-2	4.1

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2.2E-3						7.2E-3	0.0
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	9.8E+2						2.2E+2	1,197.5
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン								
422	フェリムゾン					2.6E+3			2,575.0
423	メチルアミン	3.4E-4						1.2E-5	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					2.2E+3			2,180.0
425	イソプロカルブ (MIPC)								
426	カルボフラン								
427	カルバリル (NAC)					9.4E+2	3.2E+2		1,257.8
428	フェノブカルブ (BPMC)					5.4E+1	3.2E+2		371.0
429	ハロスルフロンメチル					4.1E+2			406.4
430	インドキサカルブ					1.0E+1			10.0
431	アゾキシストロビン					7.7E+2			767.6
432	アミトラズ					1.7E+3			1,700.0
433	カーバム					3.0E+2			300.0
434	オキサミル					3.2E+1			32.0
435	ピリミノバックメチル					1.0E+3			1,044.8
436	α-メチルステレン								
437	3-メチルチオプロパナール								
438	メチルナフタレン	1.0E+1						1.6E+3	1,651.1
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	2.2E-1						1.5E+0	1.7
441	ジノセブ (DNBP)								
442	メプロニル								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
443	メソミル					1.2E+3			1,222.5
444	トリフロキシストロビン					1.3E+2			127.4
445	クレソキシムメチル					1.2E+3			1,176.8
446	4,4'-メチレンジアニリン								
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート	1.3E+0							1.3
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	1.0E+2							103.6
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					4.0E+2			396.0
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン								
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	2.2E+1							22.2
453	モリブデン及びその化合物	2.3E+0						2.8E+2	286.7
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	1.8E+0							1.8
455	モルホリン	8.1E+1						3.4E+2	422.3
456	リン化アルミニウム					5.5E+1			55.0
457	ジクロロボス (DDVP)						1.6E+3		1,593.5
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							1.5E+0	1.5
460	りん酸トリトリル	2.3E+0							2.3
461	りん酸トリフェニル	5.1E+0						8.5E+0	13.6
462	りん酸トリ-n-ブチル	1.4E-4						9.8E-4	0.0
合 計		6.8E+5	1.3E+6	6.4E+5	5.5E+5	4.4E+5	5.2E+3	7.6E+5	4,376,432.4

注1) 243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2) 「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。